

## 第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

#### (1) 健康対策

- ① 市は、県と連携して避難先地域に対して、避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、保健師等専門職を活用し、巡回健康相談及び家庭訪問を行う。
- ② 仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう県と連携して、訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施する。
- ③ 巡回健康相談の実施に当たり、高齢者、障害者等の心身双方の健康状況の把握に努める。

#### (2) 感染症対策

- ① 市は、県と連携して、医師及び保健師等で編成する疫学調査班を被災地域に派遣し、疫学調査を実施するとともに、必要に応じて健康診断を実施するものとする。
- ② 予防教育及び広報活動の推進、塵芥及び汚泥等の埋立又は焼却、し尿の処置、家屋・便所・ごみため等の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除など、感染症対策を実施するものとする。
- ③ 市は、県と連携して、被災地において、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者、一類感染症、二類感染症のうち政令で定めるもの及び新型インフルエンザ等感染症の擬似症患者又は一類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の無症状病原体保有者が発生したときは、速やかに第1種感染症指定医療機関又は第2種感染症指定医療機関に入院の勧告又は措置をとることとし、感染症指定医療機関が武力攻撃災害により使用できない場合は、近隣の感染症指定医療機関又はその他適当と認められる医療機関に入院の勧告又は措置をとるものとする。

なお、生物剤を用いた攻撃により、既に知られている感染症の疾病（一類感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項の一類感染症をいう。）を除く。）が発生し、又は発生するおそれがある場合は、国民保護法第121条第1項の規定に基づき、当該感染症を指定感染症として指定されることがある。

## (3) 食品衛生確保対策

- ① 食品衛生監視員を広域輸送基地に派遣し、食品の衛生状態の監視、指導を行う。
- ② 食品衛生監視員を避難所に派遣し、食品の取扱状況や容器の消毒等について調査、指導を行う。
- ③ 食品関係営業施設の実態を調査し、衛生上問題がある場合には、改善を指導する。
- ④ 食中毒患者が発生した場合、食品衛生監視員による所要の検査等を行うとともに、原因調査を行い、被害の拡大を防止するものとする。
- ⑤ 被害の拡大が懸念される場合は、速やかに厚生労働省に連絡するとともに、状況により、他府県や厚生労働省に支援を要請する。
- ⑥ 梅雨期や夏期等を中心に、武力攻撃災害時の食品衛生に関する広報等を行い、食中毒の未然防止に努めるものとする。

## (4) 飲料水衛生確保対策

- ① 避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、市民に対して情報提供を実施する。
- ② あらかじめ定めるところにより、直ちに、応急対策人員を動員し、応急対策を実施する。
- ③ 水道の各施設（浄水場、配水池、管路など）ごとに、被害状況の調査を実施する。  
被害状況の的確な把握は、応急復旧計画を左右するため、情報の収集は早急かつ慎重に行う。
- ④ 応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、県を通じて県内市町、厚生労働省、他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行う。

## (5) 栄養改善対策

- ① 市及び県は、県栄養士会と連携して、避難所や仮設住宅、給食施設等を巡回して、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施する。
- ② 避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養

バランスの適正化を支援するものとする。

- ③ 巡回栄養相談の実施に当たり、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者をはじめ、被災者の栄養状態の把握に努めるものとする。

(6) こころのケア対策

市は、兵庫県こころのケアセンターと協力し、必要に応じて、武力攻撃事態時におけるPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対応するため、被災者等の状態に応じた段階的なこころのケアを行う。精神的支援を必要とする人には、ホットラインの設置等による相談窓口の設置、精神科医師又は保健師等による訪問やカウンセリングを行い、更に必要に応じてこころのケアの専門家の診察等の精神科的関与を行う。

また、必要に応じ、武力攻撃事態等が終了した後においても、こころのケアの重要性についての啓発を行う。

## 2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例（法124）

- ① 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ② 市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。
- ③ 市は、平素から、既存の許可事業者による廃棄物処理能力を把握し、武力攻撃災害時に予想される大量の廃棄物を処理するには、どのような特例業者に委託すべきかを検討する。

**【環境大臣による特例基準】**

環境大臣は、大規模な武力攻撃災害の発生による生活環境の悪化を防止することが特に必要であると認めるときは、期間を限り、廃棄物の処理を迅速に行わなければならない地域を特例地域と指定し、当該地域においてのみ適用のある特例基準（特例的な廃棄物処理基準及び委託基準）を定めるものとされている。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考にしつつ、廃棄物処理体制を整備する。

- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町の応援等にかかる要請を行う。
- ③ 市は、以下の点に留意して、がれき処理を実施する。
- ア 損壊建物数等の情報を収集し、がれき処理の必要性を把握し、県に連絡する。
  - イ がれきの処理に長時間を要する場合があることから、十分な仮置場を確保する。
  - ウ 損壊した建物から発生したがれきについては、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に撤去する。
  - エ 計画的に処理を実施するため、速やかに全体処理量を把握する。
  - オ 最終処分までの処理ルートが確保できない場合は、速やかに県に支援を要請する。

### **3 文化財の保護** (法 125)

(1) 市指定文化財等に関する勧告の告知

市は、文化庁長官が市内に存する重要文化財等の武力攻撃災害による被害を防止するため命令又は勧告を行い、県がこれに応じて市内に存する県指定文化財等の被害防止のための勧告を行う場合、市指定文化財等（市指定重要有形文化財、市指定重要有形民族文化財及び市指定史跡名勝天然記念物をいう。）についても、速やかに所有者等に対し当該勧告を告知する。

(2) 文化財の応急対策

市は、文化財に武力攻撃災害が発生した場合、安全の確保に十分に配慮の上、被害状況について調査する。文化財の所有者等や関係機関と連携して速やかに応急措置を講ずるよう努める。